

令和6年度 インバウンド受入アドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 インバウンド受入アドバイザー業務

2 委託期間

契約締結日～令和7年1月31日(金)

3 委託業務内容

本市の観光事業者が訪日外国人観光客の受入に係る課題の解決に繋がる、以下の支援をおこなうこと。

(1)アドバイザー業務

①アドバイザーの配置

本事業の目的を達成するために必要な知識・経験等を有するアドバイザー1名以上を配置すること。

尚、アドバイザーについては以下の要件を満たすこと。

- ・外国人観光客の誘致に係る業務をした経験を3年以上有すること。
- ・本市のインバウンド誘客施策における重点市場(アジア:台湾・香港、欧米豪)及び、当協会として誘客に取り組んでいる、韓国・シンガポールからの観光客受入に必要な知識を有すること。

②事業の進捗管理

受注者は、アドバイザー業務の進捗、当協会の取り組みに対するアドバイスをおこなう目的として、定例のミーティングを実施すること。尚、実施頻度は週1回程度とする。また、月ごとの対応業務をまとめたレポートを当協会に提出すること。

(2)観光事業者の訪問等によるアドバイザー業務の実施

観光事業者を訪問し、施設の状況や課題、旅行者のニーズに応じたプッシュ型のアドバイザー業務をおこなうこと。尚、訪問先については当協会と協議のうえ決定すること。

(3)勉強会等を通じたアドバイザー業務の実施

①全体勉強会

当協会会員を中心とした観光事業者に対して、訪日外国人旅行者受入のメリット等を説明し、事業者の機運醸成に繋げるもの。

実施回数 業務委託期間中 最低2回以上(各30名程度の参加者を目標とする)

②業種別ワークショップ

訪日外国人旅行者を受入に当たり、より専門的な業務スキルの習得に繋げるセミナーを、観光業種別に実施するもの。

実施回数 業務委託期間中 最低4回以上(各10名程度の参加者を目標とする)

③会議等の運営管理

- ・全体勉強会、セミナー等の参加料は無料とする。
- ・参加者募集に係る募集の広報業務、参加者の取りまとめは受注者がおこなう。なお、会場確保及びその事前広報活動については、当協会もそれに協力する。
- ・外部講師等を派遣する場合にかかる費用は、委託料の範囲でおこなうものとする。

(4)観光コンテンツの新たな開発と磨き上げ

①コンテンツ開発

訪日外国人観光客が本市を訪れる目的となる、観光コンテンツの候補を選定すること、選定にあたっては各事業者へのヒアリングを実施すること。

②コンテンツの磨き上げ

選定したコンテンツが訪日外国人観光客に魅力的に見えるようなプロモーション方法について、当協会に対して具体的な提案を行うこと。

4 業務の報告

- (1)業務の終了後、業務の全体概要をまとめた業務報告書を提出すること。
- (2)その他、必要に応じて参考資料等を提出すること。

5 留意事項

- (1)委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2)委託業務に関して得た秘密をみだりに漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。これは、委託期間が終了し、または委託期間が解除された後においても同様とする。
- (3)契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。
- (4)受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (5)その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、当協会と協議して決定すること。